

久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

第1条 久喜市特別保育事業費補助金交付要綱（平成22年久喜市告示第55号）の一部を次のように改正する。

別表4の項及び5の項を次のように改める。

4 延長保育事業費補助金	延長保育事業の実施について（令和6年4月1日付けこ成保第225号こども家庭庁成育局長通知）に定める延長保育事業（訪問型を除く。）の実施に要する経費	延長時間により区分される次に定める額 (1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） ア 民間保育所及び認定こども園	延長時間区分		
			1時間	21,200円	
			2時間	42,400円	
			3時間	63,600円	
			イ 小規模保育事業（A型）		
			延長時間区分		
			1時間	14,000円	
			2時間	28,000円	
			3時間	42,000円	
			(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額） ア 民間保育所及び認定こども園	延長時間区分	
				30分	600,000円
				1時間	1,760,000円

		2～3時間	2,761,000円
		イ 小規模保育事業（A型）	
		延長時間区分	
自園調理等	30分	600,000円	
	1時間	1,422,000円	
	2～3時間	1,760,000円	
その他	30分	600,000円	
	1時間	1,375,000円	
	2～3時間	1,605,000円	
		<p>※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用</p> <p>(3) 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業 1事業所当たり 25,000円</p> <p>※ 安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費に限る。</p>	

<p>5 一時預かり事業費補助金</p>	<p>一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第191号こども家庭庁成育局長通知）に定める一時預かり事業（一般型、幼稚園型I及び余裕活用型に限る。）の実施に要する経費</p>	<p>実施方法により区分される次に定める額</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く。）（1か所当たり年額）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 保育従事者が全て保育士又は1日当たり平均利用児童数おおむね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 1137 1061 1272">年間延べ利用児童数</th> <th data-bbox="1061 1137 1361 1272">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="794 1272 1061 1406">50人未満</td> <td data-bbox="1061 1272 1361 1406">1,473,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1406 1061 1541">50人以上100人未満</td> <td data-bbox="1061 1406 1361 1541">1,973,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1541 1061 1675">100人以上200人未満</td> <td data-bbox="1061 1541 1361 1675">2,444,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1675 1061 1809">200人以上300人未満</td> <td data-bbox="1061 1675 1361 1809">2,945,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1809 1061 1948">300人以上900人未満</td> <td data-bbox="1061 1809 1361 1948">3,240,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	50人未満	1,473,000円	50人以上100人未満	1,973,000円	100人以上200人未満	2,444,000円	200人以上300人未満	2,945,000円	300人以上900人未満	3,240,000円
年間延べ利用児童数	基準額													
50人未満	1,473,000円													
50人以上100人未満	1,973,000円													
100人以上200人未満	2,444,000円													
200人以上300人未満	2,945,000円													
300人以上900人未満	3,240,000円													

		900人以上1,500人未満	3,470,000円
		1,500人以上2,100人未満	5,012,000円
		2,100人以上2,700人未満	6,554,000円
		2,700人以上3,300人未満	8,096,000円
		3,300人以上3,900人未満	9,638,000円
		3,900人以上4,500人未満	11,180,000円
		② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む。）の場合	
		年間延べ利用児童数	基準額
		50人未満	1,473,000円
		50人以上100人未満	1,973,000円
		100人以上200人未満	2,444,000円
		200人以上300人未満	2,945,000円
		300人以上900人未満	3,114,000円

		0人未満	0円
		900人以上1, 500人未満	3,335,000円
		1,500人以上 2,100人未満	4,817,000円
		2,100人以上 2,700人未満	6,299,000円
		2,700人以上 3,300人未満	7,781,000円
		3,300人以上 3,900人未満	9,263,000円
		3,900人以上 4,500人未満	10,745,000円
		(イ) 基幹型施設加算 1,330,000円 (ウ) 運営費の事務経費加算 2,670,000円 イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額） （子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童）	

	<p>(ア) 平日分 440円</p> <p>(イ) 長期休業日（8時間未満） 440円</p> <p>(ウ) 長期休業日（8時間以上） 880円</p> <p>(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円</p> <p>(オ) 長時間加算</p> <p>（（ア）（イ）については、4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、（ウ）（エ）については8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額） 4,400円</p> <p>エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,900円</p>
--	---

	<p>オ 利用者負担軽減（児童1人当たり日額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円 <p>※ オは緊急一時預かりを除く。</p> <p>(2) 幼稚園型I</p> <p>ア 在籍園児分（ウを除く。） （児童1人当たり日額）</p> <p>(ア) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）</p> <p>I 年間延べ利用児童数 2,000人超の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平日 440円 ② 長期休業日（8時間未満） 440円 ③ 長期休業日（8時間以上） 880円
--	---

	<p>II 年間延べ利用児童数</p> <p>2,000人以下の施設</p> <p>① 平日 (1,600,000円÷年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切捨て)</p> <p>② 長期休業日 (8時間未満) 400円</p> <p>③ 長期休業日 (8時間以上) 800円</p> <p>(イ) 休日分 (土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円</p> <p>(ウ) 長時間加算</p> <p>I (ア) I①及び(ア) II①については4時間 (又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I③、(ア) II③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 3
--	---

	<p>00円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>II (ア) I②及び(ア) II②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(エ) 保育体制充実加算</p> <p>I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円</p> <p>II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円</p> <p>① 平日及び長期休業中の双方において、原則</p>
--	--

	<p>1 1時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。</p> <p>② 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上 of 預かりを実施していること。</p> <p>③ 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。</p> <p>④ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号ロ（附則第56条第1項の規定により読み替えて適用）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」という。）を全て保育</p>
--	---

	<p>士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とするこ と。また、当該教育・ 保育従事者の数は2名 を下ることがないこ と。</p> <p>⑤ 教育・保育従事者の おおむね2分の1以上 を保育士又は幼稚園教 諭普通免許状保有者と すること。また、当該 教育・保育従事者の数 は2名を下ることがな いこと。</p> <p>(オ) 就労支援型施設加算 (事務経費) 1か所当たり 年額 1, 383, 200 円</p> <p>※1 ※2③の配置月数 (1月に満たない端数が 生じたときは、これを1 月とする。)が6月に満 たない場合には、1か所 当たり年額を691, 6 00円とする。</p> <p>※2 次の要件を満たす施</p>
--	--

	<p>設に適用する。</p> <p>① 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。</p> <p>② 次のいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項に規定する連携施設となっていること。</p> <p>b 3以上の市町村から園児を受け入れていること。</p> <p>c 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること。</p> <p>③ 本事業の事務を担当</p>
--	---

	<p>する職員を追加で配置 すること。</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分（ウを 除く。）（児童1人当たり日 額）</p> <p>（ア） 基本分 800円</p> <p>（イ） 長時間加算（8時間を 超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間 未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間 以上3時間未満 300 円 ・ 超えた利用時間が3時間 以上 450円 <p>ウ 特別な支援を要する児童分 （児童1人当たり日額）</p> <p>① 平日 4,000円</p> <p>② 長期休業日 8,000円</p> <p>③ 休業日（土曜日、日曜日及 び国民の休日等の利用） 8,000円</p> <p>※ 以下のいずれかの児童で 市が認めるものに適用す る。</p> <p>（ア） 教育時間内におい</p>
--	--

	<p>て特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童</p> <p>(イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童</p> <p>※ 幼稚園型 I に係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,</p>
--	--

	<p>000円を上限額とする。ただし、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア（ア）Ⅰ③、ア（ア）Ⅱ③、ア（ウ）、ア（エ）、ア（オ）、イ（イ）又はウに係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない。</p> <p>（3） 余裕活用型（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 基本分 2,600円</p> <p>イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,900円</p> <p>ウ 利用者負担軽減（児童1人当たり日額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,
--	---

		<p>400円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円 <p>(4) 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業 1事業所当たり 25,000円</p> <p>※ 安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費に限る。</p>
--	--	---

第2条 久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表4の項及び5の項を次のように改める。

4 延長保育事業費補助金	延長保育事業の実施について（令和6年4月1日付けこ成保第225号こども家庭庁成育局長通知）に定める延長保育事業（訪問型を除く。）の実施に要する経費	延長時間により区分される次に定める額	
		(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）	
		ア 民間保育所及び認定こども園	
		延長時間区分	
		1時間	21,200円
		2時間	42,400円
		3時間	63,600円
		イ 小規模保育事業（A型）	
		延長時間区分	

		1時間	14,000円
		2時間	28,000円
		3時間	42,000円
		(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）	
		ア 民間保育所及び認定こども園	
		延長時間区分	
		30分	600,000円
		1時間	1,760,000円
		2～3時間	2,761,000円
		イ 小規模保育事業（A型）	
		延長時間区分	
	自園調理等	30分	600,000円
		1時間	1,422,000円
		2～3時間	1,760,000円
	その他	30分	600,000円
		1時間	1,375,000円
		2～3時間	1,605,000円
		※ 「自園調理等」は、食事について	

		て、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用								
5 一時預かり事業費補助金	一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第191号こども家庭庁成育局長通知）に定める一時預かり事業（一般型、幼稚園型I及び余裕活用型に限る。）の実施に要する経費	<p>実施方法により区分される次に定める額</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く。）（1か所当たり年額）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 保育従事者が全て保育士又は1日当たり平均利用児童数おおむね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人未満</td> <td>1,473,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以上100人未満</td> <td>1,973,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上200人未満</td> <td>2,444,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	50人未満	1,473,000円	50人以上100人未満	1,973,000円	100人以上200人未満	2,444,000円
年間延べ利用児童数	基準額									
50人未満	1,473,000円									
50人以上100人未満	1,973,000円									
100人以上200人未満	2,444,000円									

		200人以上300人未満	2,945,000円
		300人以上900人未満	3,240,000円
		900人以上1,500人未満	3,470,000円
		1,500人以上2,100人未満	5,012,000円
		2,100人以上2,700人未満	6,554,000円
		2,700人以上3,300人未満	8,096,000円
		3,300人以上3,900人未満	9,638,000円
		3,900人以上4,500人未満	11,180,000円
		② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む。）の場合	
		年間延べ利用児童数	基準額
		50人未満	1,473,000円
		50人以上100人未満	1,973,000円
		100人以上200人未満	2,444,000円

		0人未満	0円
		200人以上300人未満	2,945,000円
		300人以上900人未満	3,114,000円
		900人以上1,500人未満	3,335,000円
		1,500人以上2,100人未満	4,817,000円
		2,100人以上2,700人未満	6,299,000円
		2,700人以上3,300人未満	7,781,000円
		3,300人以上3,900人未満	9,263,000円
		3,900人以上4,500人未満	10,745,000円
		(イ) 基幹型施設加算 1,330,000円 (ウ) 運営費の事務経費加算 2,670,000円 イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額） （子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1	

	<p>項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童)</p> <p>(ア) 平日分 440円</p> <p>(イ) 長期休業日(8時間未満) 440円</p> <p>(ウ) 長期休業日(8時間以上) 880円</p> <p>(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円</p> <p>(オ) 長時間加算</p> <p>((ア) (イ) については、4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ) (エ) については8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>ウ 緊急一時預かり対象児童(児童</p>
--	--

		<p>1人当たり日額) 4,400円</p> <p>エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算(児童1人当たり日額) 3,900円</p> <p>オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円 <p>※ オは緊急一時預かりを除く。</p> <p>(2) 幼稚園型I</p> <p>ア 在籍園児分(ウを除く。)</p> <p>(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)</p> <p>I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設</p> <p>① 平日 440円</p>
--	--	--

	<p>② 長期休業日（8時間未満） 440円</p> <p>③ 長期休業日（8時間以上） 880円</p> <p>II 年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設</p> <p>① 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数）－400円（10円未満切捨て）</p> <p>② 長期休業日（8時間未満） 400円</p> <p>③ 長期休業日（8時間以上） 800円</p> <p>(イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円</p> <p>(ウ) 長時間加算</p> <p>I (ア) I①及び(ア)II①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア)I③、(ア)II③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>II (ア) I②及び(ア)II②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(エ) 保育体制充実加算</p> <p>I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円</p> <p>II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1</p>
--	--

	<p>か所当たり年額 1, 4 46, 200円</p> <p>① 平日及び長期休業中 の双方において、原則 11時間以上（平日に ついては教育時間を含 む。）の預かりを実施 していること。</p> <p>② 平日及び長期休業中 の双方において、原則 9時間以上（平日につ いては教育時間を含 む。）の預かりを実施 するとともに、休日 において40日以上 の預かりを実施して いること。</p> <p>③ 年間延べ利用児童 数が2,000人超の 施設であること。</p> <p>④ 児童福祉法施行規則 （昭和23年厚生省令 第11号）第36条の 35第1項第2号ロ （附則第56条第1項 の規定により読み替え</p>
--	--

て適用) 及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」という。)を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

⑤ 教育・保育従事者のおおむね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

(オ) 就労支援型施設加算
(事務経費) 1か所当たり
年額 1, 383, 200
円

※1 ※2③の配置月数
(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が6月に満

	<p>たない場合には、1か所 当たり年額を691,6 00円とする。</p> <p>※2 次の要件を満たす施 設に適用する。</p> <p>① 平日及び長期休業中 の双方において、8時 間以上（平日につい ては教育時間を含む。） の預かりを実施してい ること。</p> <p>② 次のいずれかの要件 を満たしていること。</p> <p>a 特定教育・保育施設 及び特定地域型保育 事業並びに特定子ど も・子育て支援施設 等の運営に関する基 準（平成26年内閣 府令第39号）第4 2条第1項に規定す る連携施設となっ ていること。</p> <p>b 3以上の市町村から 園児を受け入れてい ること。</p>
--	---

	<p>c 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること。</p> <p>③ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分（ウを除く。）（児童1人当たり日額）</p> <p>（ア） 基本分 800円</p> <p>（イ） 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）</p> <p>① 平日 4,000円</p> <p>② 長期休業日 8,000円</p> <p>③ 休業日（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）8,000円</p>
--	--

	<p>※ 以下のいずれかの児童で市が認めるものに適用する。</p> <p>(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童</p> <p>(イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童</p>
--	--

	<p>※ 幼稚園型Ⅰに係る 公費支援の総額（1 施設当たり年額） は、10,223, 000円を上限額と する。ただし、待機 児童又は特別な支援 を要する児童の受け 入れ促進に資する措 置（ア（ア）Ⅰ③、 ア（ア）Ⅱ③、ア （ウ）、ア（エ）、 ア（オ）、イ（イ）又 はウに係る基準額）を 適用したことにより、 10,223,000 円を超えた場合は、こ の限りでない。</p> <p>（3） 余裕活用型（児童1人当たり 日額）</p> <p>ア 基本分 2,600円</p> <p>イ 特別支援児童（障害児・多胎 児）加算（児童1人当たり日 額） 3,900円</p> <p>ウ 利用者負担軽減（児童1人当 たり日額）</p>
--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円
--	--	--

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年10月1日から適用する。